

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

住宅ローン控除の適用年度

Q :今年度の税制改正では住宅ローン控除制度が改正されますが、居住年によって適用が変わると聞きました。どうなっているのですか？

A :居住した年の適用になります。

【解説】

住宅ローン控除制度は、今年度の税制改正で改正され、控除限度額が大きく変わる予定になっています。また、控除不足が生じた場合には住民税から控除できる制度も創設されており、昨年度と今年度ではかなり内容が変わることとなっています。

【昨年度】

1年目～6年目 20万円(1%)
 7年目～10年目 10万円(0.5%)※10年の場合最大160万円

【今年度】

1年目～10年目 50万円
 最大500万円

このように昨年度と今年度とではかなり控除額が違いますので、どの年度の規定が適用されるかが気になるところですが、税務では、家屋を取得等をした日ではなく、取得後居住用として入居した年で適用があるとされており、居住したかどうかは、住民票その他から実態判断することとなっています。

なお、取得から6ヶ月を超えて入居した場合にはこの規定が適用できないこととなっておりますので、注意してください。

